

# 千代田区公共基準点復旧要領

平成 2 8 年 度

千代田区環境まちづくり部環境まちづくり総務課

(目的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき千代田区が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の復旧に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において公共基準点とは、2級基準点及び3級基準点並びに街区基準点等をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、環境まちづくり部環境まちづくり総務課とする。

(工事施工の届出)

第4条 道路工事及び掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」（様式第1号）を提出し、主管課の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議する場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車軸及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち等の工事のうち、公共基準点から杭、車軸及び重機等までの距離が5m以下となる行為

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすことが想定される工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図（別紙1）、又は主管課担当者の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに「公

共基準点付近での工事竣工報告書」(様式第2号)を千代田区長に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 竣工写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
  - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着手前・竣工後が対比できる引照点図(別紙1)、又は主管課担当者の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

(一時撤去及び移転等)

第5条 工事施工者が公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点復旧承認申請書(様式第3号)により申請し、その承認(様式第4号)を受けなければならない。

- 2 申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
  - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
  - (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

(機能の回復)

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は主管課担当者との協議の上、変更することができる。

(復旧測量方法)

第7条 復旧測量方法は、「別紙2～別紙5」を参照し、測量すること。

- 2 復旧の際、既知点として千代田区公共基準点を使用する場合は、千代田区公共基準点使用要領によること。

(復旧工事)

第8条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、主管課担当者と協議しなければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は原因者負担で用意するものとする。
- 3 工事施工者は復旧工事の出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を添付しなければならない。

4 設置工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点復旧工事竣工報告書」（様式第5号）を提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（提出書類）

第9条 工事施工者は、測量標の復旧工事が完了したときに次の書類を提出する。

1) 成果表 2) 点の記 3) 写真 4) 検定証明書

なお検定証明書は、（社）日本測量協会測量技術センター等による検定を受け、同機関が発行する検定証明書を提出する。

（その他）

第10条 この要領により難しい場合または定めのない事項については、主管課担当者と協議すること。